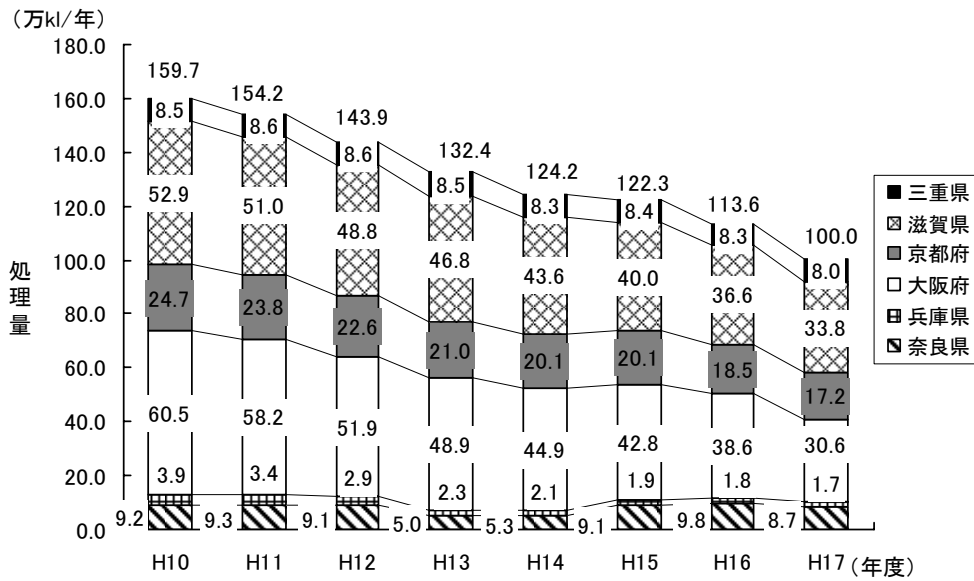


(4) し尿の処理

し尿の処理は、水洗便所の場合は下水道や浄化槽などで行われており、くみ取り便所の場合は主にし尿処理施設で行われている。一部では自家処理や海洋投棄も行われ河川などの汚染源となっているため、下水道などの計画的な施設整備が求められている。

し尿処理施設における処理方式には、凝集処理、オゾン処理、活性炭処理などの過程を組み合わせた高度処理がある。し尿処理施設（浄化槽を除く）の放流水の水質基準は、昭和46年に発令された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（廃掃法）」において、BOD20mg/1（日平均）、SS70mg/1（日平均）、大腸菌群3,000 個/cm³以下となっている。

琵琶湖・淀川流域では下水道や浄化槽が普及しているため水洗化が進んでおり、し尿の計画収集量およびし尿処理施設の処理量は年間約100万kl前後となっている。当流域には平成17年度現在39ヶ所のし尿処理施設があり、処理能力は1日あたり約4,600klである。



【図5-7 し尿処理施設における処理量の推移】

注) 流域に立地している処理施設を対象とした「廃棄物処理技術情報」環境省ホームページより作成

【表5-16 し尿処理施設の設置状況(平成17年度現在)】

府県	事業体数	施設数	処理能力 (kl/日)
三重県	2	3	234
滋賀県	10	12	1,424
京都府	6	6	555
大阪府	9	10	1,890
兵庫県	3	3	179
奈良県	5	5	282
計	35	39	4,564

注) 流域に立地している処理施設を対象とした「廃棄物処理技術情報」環境省ホームページより作成